

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 11 月 20 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500430号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500086号

第1 結論

昭和36年4月から昭和37年3月までの請求期間及び昭和38年2月から昭和42年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和36年4月から昭和37年3月まで
② 昭和38年2月から昭和42年12月まで

請求期間①及び②について、私は、私の父が経営するA業に勤務していたが、A業は個人事業だったため、厚生年金保険に加入できず、私の父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、私の給料から控除し、集金人又はB市役所の出張所で納付してくれたと思う。日本年金機構の記録では、10か月しか国民年金保険料を納付していない記録となっているが、父が保険料を納付していたはずであり、未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、請求者の給料から控除し、集金人又はB市役所の出張所で納付したと思うと陳述しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号は国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムから昭和37年9月頃に払い出されたと確認できることから、この頃に初めて国民年金の加入手続が行われたものと考えられ、このことからすると当該払出時点では、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付することは可能な期間である。

しかしながら、請求期間①及び②に係る国民年金の加入手続及び保険料納付をしたとする請求者の父は既に死亡しており、証言を得ることができず、請求者も、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である上、請求者に係るB市の国民年金被保険者名簿、社会保険事務所(当時)で作成されたB市に係る年度別納付状況リスト(昭和57年12月14日現在)及びオンライン記録によると、請求期間①及び②は、いずれも未納とされていることが確認できる。

また、オンラインの氏名検索等により調査したが、請求者に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、請求者が請求期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間①及び②について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。